

横須賀市報

号外第9号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示	
◇令和3年度横須賀市一般会計予算ほか9件について…	1
◇一般廃棄物処理の実施計画について……………	14
公 告	
◇風しんの予防接種について……………	16
◇肺炎球菌感染症の予防接種について……………	”
◇ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風ほか9 件の予防接種について……………	17
訓 令 甲	
◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正…	”
◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程等中一部改 正……………	”
◇専決規程中一部改正……………	18
◇児童相談所専決規程……………	”
◇電子署名取扱規程中一部改正……………	”
◇職員服務規程中一部改正……………	19
◇職員研修規程中一部改正……………	”
◇契約事務取扱規程中一部改正……………	”
◇横須賀市障害者基幹相談支援センター設置規程……………	”

訓 令 乙

◇総務部総務課に勤務を命ぜられた者の横須賀市議会事務局の併任について中一部改正……………	”
◇経営企画部情報システム課及び行政センターに勤務を命 ぜられた職員の選挙管理委員会の出向について中一部改 正……………	”
◇福祉部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉 事務所の併任について中一部改正……………	20

告 示

横須賀市告示第66号

令和3年度横須賀市一般会計予算、同特別会計国民健康保険費予算、同特別会計公園墓地事業費予算、同特別会計介護保険費予算、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、同特別会計公債管理費予算、同特別会計後期高齢者医療費予算、同水道事業会計予算、同下水道事業会計予算及び同病院事業会計予算は、3月24日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和3年4月1日

横須賀市長 上地克明

令和3年度横須賀市一般会計予算

令和3年度横須賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,510,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	54,633,605
	2 固 定 資 産 税	24,034,435
	3 軽 自 動 車 税	21,546,093
	4 市 た ば こ 税	575,540
	5 特 別 土 地 保 有 税	2,617,309
	6 入 湯 税	6
		7,941

	7 事 業 所 税	1,469,123
	8 都 市 計 画 税	4,383,158
2 地 方 譲 与 税		694,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	159,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	483,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	33,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	19,000
3 利 子 割 交 付 金		23,000
	1 利 子 割 交 付 金	23,000
4 配 当 割 交 付 金		308,000
	1 配 当 割 交 付 金	308,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		193,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	193,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		786,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	786,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,919,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,919,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		17,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	17,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		145,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	145,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		2,307,807
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2,307,807
11 地 方 特 例 交 付 金		1,568,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	450,705
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	1,117,295
12 地 方 交 付 税		10,758,000
	1 地 方 交 付 税	10,758,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		45,900
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,900
14 分 担 金 及 び 負 担 金		320,053
	1 負 担 金	320,053
15 使 用 料 及 び 手 数 料		3,863,254
	1 使 用 料	3,075,510
	2 手 数 料	787,744
16 国 庫 支 出 金		29,027,760
	1 国 庫 負 担 金	19,777,741
	2 国 庫 補 助 金	9,135,534
	3 委 託 金	114,485
17 県 支 出 金		9,799,900
	1 県 負 担 金	6,365,986
	2 県 補 助 金	2,609,742
	3 委 託 金	824,172
18 財 産 収 入		273,950
	1 財 産 運 用 収 入	179,760
	2 財 産 売 払 収 入	94,190
19 寄 附 金		81,637
	1 寄 附 金	81,637
20 繰 入 金		5,156,779
	1 基 金 繰 入 金	5,153,655
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3,124
21 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
22 諸 収 入		7,018,055
	1 延 滞 金 、 加 算 金 、 過 料	108,840

	2 市 預 金 利 子	19
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,782,821
	4 受 託 事 業 収 入	860,608
	5 雑 入	4,265,767
23 市 債	1 市 債	24,270,300
		24,270,300
歳 入 合 計		159,510,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費	1 議 会 費	807,220
		807,220
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	15,472,732
	2 徴 税 基 本 台 帳 費	12,558,927
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,639,911
	4 選 挙 計 画 費	738,379
	5 統 計 委 員 費	350,451
	6 監 査 表 示 費	53,167
	7 住 居 表 示 費	127,517
		4,380
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	63,222,620
	2 児 童 福 祉 費	30,182,413
	3 生 活 保 護 費	23,436,002
	4 災 害 救 助 費	9,602,899
		1,306
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	10,303,201
		10,303,201
5 環 境 費	1 環 境 費	6,961,006
		6,961,006
6 労 働 費	1 労 働 費	223,923
		223,923
7 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	872,785
	2 水 産 業 費	139,785
		733,000
8 商 工 費	1 商 工 費	2,933,260
		2,933,260
9 土 木 費	1 土 木 管 理 費	19,523,283
	2 道 路 橋 梁 費	1,527,836
	3 河 川 湾 画 費	3,631,601
	4 港 市 計 画 費	258,103
	5 都 市 計 画 費	2,110,470
	6 住 宅 費	10,165,260
		1,830,013
10 消 防 費	1 消 防 費	6,117,173
		6,117,173
11 教 育 費	1 教 育 総 務 費	16,387,912
	2 小 学 校 費	3,441,684
	3 中 学 校 費	4,229,267
	4 全 日 制 高 等 学 校 費	4,001,318
	5 定 時 制 高 等 学 校 費	1,037,112
	6 幼 稚 園 費	17,810
	7 特 別 支 援 学 校 費	36,895
	8 社 会 支 援 学 校 費	187,285
	9 保 健 教 育 費	1,995,929
		1,440,612
12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	150,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	15,000
		135,000

13 公 債 費	1 公 債 費	16,313,296
14 諸 支 出 金	1 放 射 能 測 定 調 査 費	21,589
15 予 備 費	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		159,510,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	令和3年度 行政センター費 (西行政センター改修)	331,849	令和3年度	132,733
				令和4年度	199,116
民生費	児童福祉費	令和3年度 児童福祉総務費 (旧逸見保育園舎改修)	85,955	令和3年度	34,382
				令和4年度	51,573
土木費	都市計画費	令和3年度 公園管理費 (猿島公園トイレ整備)	322,986	令和3年度	189,750
				令和4年度	133,236
	住宅費	令和3年度 住宅管理費 〔八幡ハイム(E棟) 外壁等改修〕	145,920	令和3年度	58,348
				令和4年度	87,572
教育費	保健体育費	令和3年度 体育会館費 (南体育会館改修)	887,241	令和3年度	134,199
				令和4年度	325,986
				令和5年度	427,056

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	一般管理費 (市民公益活動促進事業)	2,000
	徴税費	賦課徴収費 (固定資産税納税通知書印字封入業務)	7,505
農林水産業費	水産業費	漁港管理費 (漁港維持改修事業)	1,510
土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう維持費 (道路橋りょう維持修繕事業)	313,200
	港湾費	港湾管理費 (港湾維持改修事業)	10,890
	都市計画費	公園管理費 (公園維持補修事業)	30,800
教育費	小学校費	学校管理費 (小学校営繕工事費)	70,000
	中学校費	学校管理費 (中学校営繕工事費)	40,000

第4表 債務負担行為

事項	期間	限度額
都市計画基本図修正・都市計画基礎調査業務委託料	令和4年度	31,666千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額

第5表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業費	206,700	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
ルートミュージアム整備事業費	13,400	同上	同上	同上
芸術劇場整備事業費	104,300	同上	同上	同上
文化会館等整備事業費	35,400	同上	同上	同上
行政センター整備事業費	149,200	同上	同上	同上
コミュニティセンター整備事業費	38,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業費	32,200	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	47,400	同上	同上	同上
総合福祉会館整備事業費	44,100	同上	同上	同上
老人福祉センター整備事業費	6,200	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業費	396,000	同上	同上	同上
青少年施設整備事業費	74,500	同上	同上	同上
健康安全科学センター整備事業費	10,900	同上	同上	同上
火葬場整備事業費	88,600	同上	同上	同上
健康増進センター整備事業費	138,300	同上	同上	同上
廃棄物処理施設整備事業費	359,400	同上	同上	同上
環境保全対策施設整備事業費	2,600	同上	同上	同上
勤労福祉会館整備事業費	6,800	同上	同上	同上
漁港施設整備事業費	173,400	同上	同上	同上
道路整備事業費	1,450,200	同上	同上	同上
市街地再開発事業費	115,400	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策事業費	299,800	同上	同上	同上
自転車等駐車場整備事業費	143,700	同上	同上	同上
河川整備事業費	70,000	同上	同上	同上
港湾施設整備事業費	567,600	同上	同上	同上
地域総合整備資金貸付事業費	640,000	同上	同上	同上
街路事業費	41,000	同上	同上	同上
緑化推進事業費	18,300	同上	同上	同上
公園整備事業費	3,024,600	同上	同上	同上
公営住宅事業費	502,600	同上	同上	同上
消防防災施設整備事業費	345,300	同上	同上	同上
教育研究所整備事業費	95,800	同上	同上	同上
学校教育施設整備事業費	619,800	同上	同上	同上
給食センター整備事業費	580,900	同上	同上	同上

文化財施設等整備事業費	31,300	同 上	同 上	同 上
図書館整備事業費	59,400	同 上	同 上	同 上
博物館整備事業費	431,500	同 上	同 上	同 上
美術館整備事業費	21,300	同 上	同 上	同 上
体育会館整備事業費	699,300	同 上	同 上	同 上
漁港施設災害復旧事業費	11,900	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう災害復旧事業費	53,900	同 上	同 上	同 上
河川災害復旧事業費	3,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設災害復旧事業費	10,000	同 上	同 上	同 上
公園災害復旧事業費	5,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	12,291,300	同 上	同 上	同 上
調 整 債	210,000	同 上	同 上	同 上
計	24,270,300	同 上	同 上	同 上

令和3年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算

令和3年度横須賀市の特別会計国民健康保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,915,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,420,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円
	1 国民健康保険料収入	7,796,195
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	30
		30
3 県 支 出 金	1 県 補 助 金	30,625,308
		30,625,308
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,213,000
		3,213,000
5 繰 越 金	1 繰 越 金	1,205,075
		1,205,075
6 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料	75,361
	2 市 預 金 利 子	22,210
	3 雑 入	1
		53,150
7 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	31
		31
歳 入	合 計	42,915,000

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円
	1 国民健康保険総務費	42,257,028
	2 保険給付費	762,783
	3 保健事業費	30,144,900
	4 諸 支 出 金	356,855
	5 国民健康保険事業費納付金	30,543
6 基 金 積 立 金	10,961,916	
		31

2 予 備 費	1 予 備 費	657,972
		657,972
歳 出	合 計	42,915,000

令和3年度横須賀市特別会計公園墓地事業費予算

令和3年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ470,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		321,079
	1 使用料	131,138
	2 手数料	189,941
2 財産収入		263
	1 財産運用収入	263
3 繰入金		73,894
	1 公園墓地基金繰入金	73,894
4 繰越金		73,000
	1 繰越金	73,000
5 諸収入		1,764
	1 延滞金及び過料	1
	2 市預金	1
	3 雑収入	1,762
歳 入	合 計	470,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公園墓地事業費		469,000
	1 公園墓地事業費	468,970
	2 公債費	30
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	470,000

令和3年度横須賀市特別会計介護保険費予算

令和3年度横須賀市の特別会計介護保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,477,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業収入		8,344,762
	1 介護保険料収入	8,344,762
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1

3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	8,433,712 6,482,940 1,950,772
4 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	9,977,414 9,977,414
5 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金	5,507,815 5,313,916 193,899
6 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1,202 1,202
7 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	5,822,947 5,657,000 165,947
8 繰 越 金	1 繰 越 金	381,040 381,040
9 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 2 市 預 金 利 子 3 雑 入	8,107 986 10 7,111
歳 入	合 計	38,477,000

歳 出

款	項	金 額
1 介 護 保 険 事 業 費	1 総 務 管 理 費 2 保 険 給 付 費	千円 37,201,071 866,787 36,334,284
2 地 域 支 援 事 業 費	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費 2 包 括 支 援 等 事 業 費	1,237,395 655,381 582,014
3 保 健 福 祉 事 業 費	1 保 健 福 祉 事 業 費	36,832 36,832
4 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金	1,202 1,202
5 予 備 費	1 予 備 費	500 500
歳 出	合 計	38,477,000

令和3年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和3年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円 10,000 10,000
2 繰 越 金	1 繰 越 金	129,960 129,960
3 諸 収 入	1 市 預 金 利 子	83,040 1

	2 貸 付 金 元 利 収 入	82,292
	3 雑	747
歳 入	合 計	223,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 77,159
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	74,035
	2 繰 出 金	3,124
2 公 債 費		7,168
	1 公 債 費	7,168
3 予 備 費		138,673
	1 予 備 費	138,673
歳 出	合 計	223,000

令和3年度横須賀市特別会計公債管理費予算

令和3年度横須賀市の特別会計公債管理費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,298,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 16,312,910
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,312,910
2 市 債		3,985,090
	1 市 債	3,985,090
歳 入	合 計	20,298,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 20,298,000
	1 公 債 費	20,298,000
歳 出	合 計	20,298,000

令和3年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費予算

令和3年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,875,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 収 入		千円 5,810,988
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 収 入	5,810,988
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,036,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,036,000
4 繰 越 金		17,042

	1 繰 越 金	17,042
5 諸 収 入		10,969
	1 延 滞 金 及 び 過 料	751
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,200
	3 市 預 金 利 子 入	1
	4 雑	17
歳 入 合 計		6,875,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療事業費		156,502
	1 総 務 管 理 費	156,502
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,718,398
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,718,398
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		6,875,000

令和3年度横須賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度横須賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 栓 数 195,300栓
- (2) 年 間 総 給 水 量 57,349,000立方メートル
- (3) 一 日 平 均 給 水 量 157,100立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水施設整備事業 事業費 2,600,000千円
 - 小雀系基幹施設整備事業 事業費 361,973千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		10,671,811千円
第1項 営業収益		9,705,493千円
第2項 営業外収益		963,318千円
第3項 特別利益		3,000千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,393,517千円
第1項 営業費用		9,077,963千円
第2項 営業外費用		200,374千円
第3項 特別損失		100,180千円
第4項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,200,506千円は、当年度分損益勘定留保資金2,677,187千円、建設改良積立金468,672千円、繰越利益剰余金処分額722,890千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額331,757千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,035,977千円
第1項 企業債		900,000千円
第2項 負担金		135,977千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,236,483千円
第1項 建設改良費		4,056,552千円
第2項 企業債償還金		1,179,931千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道管整備工事	令和4年度	2,198,273

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業費に充当	900,000	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税)
- (2) 営業費用と特別損失(半原水系統整理費)
- (3) 建設改良費と企業債償還金(企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,481,841千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,506千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち722,890千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 繰越利益剰余金
- ア 建設改良積立金 722,890千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和3年度横須賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度横須賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積 5,859ヘクタール
- (2) 年間総処理水量 69,228,000立方メートル
- (3) 一日平均処理水量 189,700立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
管渠、ポンプ場及び終末処理場建設事業 事業費 4,721,350千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		15,524,128千円
第1項 営業収益		9,525,163千円
第2項 営業外収益		5,669,520千円
第3項 特別利益		329,445千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		15,101,659千円
第1項 営業費用		13,769,092千円
第2項 営業外費用		859,885千円
第3項 特別損失		457,682千円
第4項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,426,907千円は、過年度分損益勘定留保資金1,721,433千円、当年度分損益勘定留保資金2,529,291千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,183千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		8,267,434千円

第1項 企業債	4,841,100千円
第2項 負担金及び分担金	865,517千円
第3項 補助金	2,560,817千円
支 出	
第1款 資本的支出	12,694,341千円
第1項 建設改良費	4,970,444千円
第2項 企業債償還金	7,723,897千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
追浜浄化センターほか運転管理等業務委託	令和4年度から令和8年度まで	2,937,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に充当	2,541,600	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
借換企業債	1,299,500			
資本費平準化債	1,000,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税)
- (2) 営業費用と特別損失(放射能事故による損失等)
- (3) 建設改良費と企業債償還金(企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,218,135千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、612,327千円である。

令和3年度横須賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度横須賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 市民病院事業
 - (1) 病床数 482床
 - 一般病床 476床
 - 感染症病床 6床
 - (2) 年間患者数
 - 入院 70,445人
 - 外来 146,793人
 - (3) 一日平均患者数
 - 入院 193人
 - 外来 501人
 - (4) 主要な建設改良事業
 - 建物改修 108,122千円
 - 有形固定資産購入 140,771千円
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 病床数 417床

一般病床	367床
療養病床	50床
(2) 年間患者数	
入院	105,850人
外来	114,856人
(3) 一日平均患者数	
入院	290人
外来	392人
(4) 主要な建設改良事業	
有形固定資産購入	159,890千円
新市立病院建設事業	185,714千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 市民病院事業収益		720,000千円
第1項 医業収益		420,020千円
第2項 医業外収益		298,980千円
第3項 特別利益		1,000千円
第2款 うわまち病院事業収益		660,000千円
第1項 医業収益		277,510千円
第2項 医業外収益		381,490千円
第3項 特別利益		1,000千円
合 計		1,380,000千円
	支	出
第1款 市民病院事業費用		769,000千円
第1項 医業費用		749,315千円
第2項 医業外費用		17,685千円
第3項 特別損失		1,000千円
第4項 予備費		1,000千円
第2款 うわまち病院事業費用		660,000千円
第1項 医業費用		631,323千円
第2項 医業外費用		15,743千円
第3項 特別損失		11,934千円
第4項 予備費		1,000千円
合 計		1,429,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額856,700千円は、過年度分損益勘定留保資金802,579千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,121千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 市民病院資本的収入		122,800千円
第1項 企業債		122,800千円
第2款 うわまち病院資本的収入		185,500千円
第1項 企業債		185,500千円
合 計		308,300千円
	支	出
第1款 市民病院資本的支出		546,000千円
第1項 建設改良費		248,893千円
第2項 企業債償還金		297,107千円
第2款 うわまち病院資本的支出		619,000千円
第1項 建設改良費		416,782千円
第2項 企業債償還金		202,218千円
合 計		1,165,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
うわまち病院事業 新市立病院開院支援業務委託	令和4年度から令和7年度まで	44,770
うわまち病院事業 受電設備工事費負担金	令和6年度	39,716

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院有形固定資産購入費に充当	122,800	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
うわまち病院新市立病院建設事業費に充当	185,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業 600,000千円
- 2 うわまち病院事業 600,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 市民病院事業
 - (1) 職員給与費 38,420千円
 - (2) 交際費 50千円
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 職員給与費 109,598千円
 - (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 1 市民病院事業 7,000千円
- 2 うわまち病院事業 7,000千円

横須賀市告示第67号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年横須賀市条例第21号)第6条の規定による一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めます。

令和3年4月1日

横須賀市長 上地 克明

- 1 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 処理区域
市内全域
- 3 ごみ処理実施計画
 - (1) 排出量
計画総排出量 127,039 トン
(内訳) 単位：トン

種類	排出量	処理区分
燃せるごみ	84,784	ア 焼却 イ 資源化
不燃ごみ	1,609	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
資源ごみ	16,242	
缶・びん・ペットボトル	6,073	
容器包装プラスチック	7,624	

乾電池	99	資源化	
小型家電	33		
段ボール、紙パック、その他の紙	11		
枝・草	2,400		
集団資源回収品目	2		
粗大ごみ	5,244	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て	
集団資源回収	19,160	資源化	
合計	127,039		
他市受入れ	燃せるごみ	8,571	ア 焼却 イ 資源化
	不燃ごみ	186	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
			ア 焼却 イ 資源化

	粗大ごみ	310	ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て
--	------	-----	--------------------

小動物の死体	収集	3,416体	火葬
	直接搬入	5,680体	

(2) ごみの発生・排出抑制のための方策

- ア 発生抑制（リデュース）
 - ・ごみ発生抑制の推進啓発
 - ・生ごみ減量化処理機器の購入費補助
- イ 再生利用（リサイクル）
 - ・集団資源回収実施団体等への奨励金交付
 - ・サンデーリサイクルの実施
 - ・水銀使用廃製品の回収
 - ・小型充電式電池の回収
- ウ その他周知・啓発
 - ・児童や生徒に対するごみ教室の開催
 - ・パンフレット、広報紙、ホームページ等による情報提供及び周知啓発
 - ・ごみトーク、ごみ問題学習会の開催
 - ・ごみダイエット推進員活動の推進
 - ・リサイクル学習事業の実施支援
 - ・リサイクル体験教室の開催

(3) 収集運搬等計画 単位：トン

区 分	排出量	収集方法等	収集等の主体
定日収集	78,374	ごみ集積所における週1回収集	市直営及び委託業者
燃せるごみ	63,160		
不燃ごみ	1,527		
缶・びん・ペットボトル	6,067		
容器包装プラスチック	7,620	ごみ集積所における週2回収集	
許可収集	20,092	排出者との契約による収集	許可業者
乾電池・小型家電収集	132	拠点収集	市直営
粗大ごみ収集	1,334	申込による戸別収集	委託業者
散乱ごみ等収集	7	巡回による回収	
臨時収集	892	申込による収集	市直営
直接搬入	7,048	排出者による搬入	排出者
合 計	107,879		

小動物の死体	9,096体	申込による収集及び搬入	委託業者及び搬入者
--------	--------	-------------	-----------

(4) 中間処理計画・最終処分計画

ア 焼却 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬出量	
燃せるごみ（処理残さを含む。）	100,275	焼却灰溶融等	10,514

イ 粗大・不燃 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬出量	
粗大ごみ	5,554	焼却	5,823
		資源化	954
不燃ごみ	1,800	破碎不適物処理	117
		埋立て	460
合 計	7,354	合 計	7,354

ウ 積替保管 単位：トン

積替保管施設搬入量		積替保管施設搬出量	
枝・草	2,400	資源化	2,400
合 計	2,400	合 計	2,400

エ 資源化 単位：トン

リサイクルプラザ搬入量		リサイクルプラザ搬出量	
缶・びん・ペット ボトル	6,073	スチール缶	584
		アルミ缶	750
		無色のびん	786
		茶色のびん	596
		その他の色のびん	400
		ペットボトル	1,509
容器包装プラスチック	7,624	容器包装プラスチック	7,624
段ボール、紙パック、 その他の紙 (集団資源回収分 4,338 トンを含む。)	4,349	段ボール	3,169
		紙パック	68
		その他の紙	979
		ガラス残さ（資源化）	929
		異物（可燃）	250
		異物（不燃）	5
		水分	397
合 計	18,046	合 計	18,046

- オ 小動物火葬
火葬量 9,096体
- カ その他
乾電池 99トン
小型家電 33トン

(5) 資源化量 単位：トン

種 類	資源化量	資源化の方法
缶・びん・ペットボトル	5,554	選別、圧縮又は圧縮こん包
容器包装プラスチック	7,624	
段ボール、紙パック、その他の紙（集団資源回収分を含む。）	4,216	
金属粗大	160	選別又は破碎・選別
鉄類、アルミ	790	
家具	2	
焼却灰	8,064	
乾電池	99	
小型家電	35	

蛍光管類	43	事業者による 資源化
新聞、雑誌、古着・古布類、缶 以外の金属（集団資源回収によ	13,934	

る。)		
枝・草	2,400	
合 計	42,921	

(6) 処理施設の概要

名 称	横須賀ごみ処理施設焼却施設	横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設	リサイクルプラザ	積替保管施設
所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市浦郷町5丁目2931番地	横須賀市長坂5丁目3656番地
処理方式等	焼却（全連続燃焼式ストーカ炉）	破碎・選別	選別・圧縮・圧縮こん包・保管	積替保管
処理能力等	360トン／日（24時間） （120トン×3基）	30トン／日（5時間）	220トン／日（5時間）	972.81平方メートル（延床面積）

4 生活排水処理実施計画

(1) し尿世帯数、浄化槽清掃回数及び収集量（代行）

単位：キロリットル

区 分		世帯数・回数	収 集 量
し尿	一般家庭	350世帯	650
	仮設便所等	4,060回	1,280
	計		1,930
浄化槽	単独処理・小型合併処理浄化槽	個人住宅 共同住宅	3,850回 910回
	小計		4,760回
	大型合併処理浄化槽		90回
	計		4,850回
	収集量の合計		13,030

(2) 持込量（許可収集） 単位：キロリットル

区 分	持 込 量
し尿	700

(3) 処分量（下水道投入） 単位：キロリットル

区 分	下 水 道 投 入 量
し尿・浄化槽汚泥	13,730

5 その他

やむを得ない特別な理由があるときは、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を変更することがある。

公 告

横須賀市公告第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、風しんの予防接種を次のとおり実施します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の対象者

第5期接種者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）

2 実施場所

全国の風しん第5期定期接種受託医療機関

3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 接種不適合者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

5 料金

無料

横須賀市公告第62号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の対象者

次のいずれかに該当する方。ただし、過去に当該予防接種を受けた方は除く。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる方
- (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

2 実施場所

当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 接種不適合者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当

な状態にある方
 5 料金
 3,000円(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている方は無料)

~~~~~  
**横須賀市公告第63号**

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施します。  
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の種類及び対象者
- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風
    - ア 第1期初回接種者  
生後3月から生後90月に至るまでの間にある方
    - イ 第1期追加接種者  
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
    - ウ 第2期接種者(ジフテリア及び破傷風に限る。)  
11歳以上13歳未満の方
  - (2) 麻しん及び風しん
    - ア 第1期接種者  
生後12月から生後24月に至るまでの間にある方
    - イ 第2期接種者  
平成27年4月2日から平成28年4月1日までの出生者
  - (3) 日本脳炎
    - ア 第1期初回接種者  
生後6月から生後90月に至るまでの間にある方
    - イ 第1期追加接種者  
第1期初回接種終了後12月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
    - ウ 第2期接種者  
9歳以上13歳未満の方
    - エ 特例対象者  
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の方
  - (4) 結核  
1歳に至るまでの間にある方
  - (5) Hib感染症  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
  - (6) 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
  - (7) ヒトパピローマウイルス感染症  
平成17年4月2日から平成22年4月1日までに出生した女子
  - (8) 水痘  
生後12月から生後36月に至るまでの間にある方
  - (9) B型肝炎  
1歳に至るまでの間にある方
  - (10) ロタウイルス感染症  
生後6週に至った日の翌日から、ワクチンの種類ごとに、次に掲げる日までの間にある方
    - ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン 生後24週に至る日の翌日まで
    - イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 生後32週に至る日の翌日まで
- 2 実施場所
- (1) 結核の予防接種  
健康福祉センター、衣笠行政センター又は浦賀行政センターのうち、市長が指定する施設及び当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
  - (2) 前号以外の予防接種  
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

- 3 実施期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 接種不適合者  
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している方
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
  - (4) 妊娠していることが明らかな方
  - (5) ロタウイルス感染症に係る予防接種にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな方、先天性消化管障害を有する方(その治療が完了した方を除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる方
  - (6) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金  
原則として無料とする。

**訓 令 甲**

**横須賀市訓令甲第1号**

事務分掌規則施行上の留意事項について(平成10年横須賀市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。  
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

列記事項第1項第1号中「経営企画部情報システム課」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進室」に改め、同項第8号中「財務部財産管理課」を「財務部財務管理課」に改める。  
 列記事項第2項第3号中「経営企画部情報システム課」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進室」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「財務部財産管理課」を「財務部財務管理課」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 財務部財務課  
「予算の編成、配当及び執行調整に関すること」のうち「執行調整に関すること」は、別に規定する予算執行事案の合議を受け、予算の効率的執行を図るものであること。  
 列記事項第2項第9号中「軽自動車税」を「軽自動車税(種別割)」に改め、同項第16号中「資源循環部資源循環推進課」を「資源循環部資源循環政策課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市訓令甲第2号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程等の一部を次のように改正する。
 令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(公共施設マネジメント戦略会議設置規程の一部改正)
第1条 公共施設マネジメント戦略会議設置規程(平成29年横須賀市訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。
 別表中「市議会議務局長」を「議会議長」に改める。
 (自殺対策推進本部設置規程の一部改正)
第2条 自殺対策推進本部設置規程(平成30年横須賀市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。
 別表中「議会議務局長」を「議会議長」に改める。
 (危機事案対策本部等設置規程の一部改正)
第3条 危機事案対策本部等設置規程(平成17年横須賀市訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。
 別表中「議会議務局長」を「議会議長」に改める。
 (福祉事務所専決規程の一部改正)

第4条 福祉事務所専決規程（平成17年横須賀市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号中「支給」を「支給決定」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「支給」を「支給決定」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（生活支援課長専決事項）

第3条 生活支援課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。

(2) 生活保護法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。

（市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正）

第5条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成9年横須賀市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（議会議長等の補助執行）」に改め、同条中「議会の事務局長及び事務局職員」を「議会議長及び議会議の職員」に改める。

（公文書管理規程の一部改正）

第6条 公文書管理規程（平成21年横須賀市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第21条中「財務部財務課」を「財務部財務管理課」に改める。

（中学校完全給食推進本部設置規程の一部改正）

第7条 中学校完全給食推進本部設置規程（平成28年横須賀市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会事務局学校教育部保健体育課」を「教育委員会事務局学校教育部学校食育課」に改める。

別表第1中「市議会事務局」を「議会議長」に改める。

別表第2中「市長室基地対策課長」を「市長室国際交流・基地政策課長」に、「財務部財務課長 同財産管理課長」を「財務部財務管理課長 同財務課長」に、「同学校教育部学校給食担当課長」を「同学校教育部学校食育課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第3号

専決規程（平成8年横須賀市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1条中「消防局長」の次に「、議会議長」を加える。

別表第1第5項中「議会事務局」を「議会局」に改め、同表第7項中「、万代会館長及び婦人会館長」を「及び万代会館長」に改める。

別表第2建設の項中「契約課検査」を「技術管理課検査」に改め、同表要綱の改正（注6参照）の項中「総務部長及び総務課長並びに」を削る。

別表第3第1項の表以外の部分及び第5項の表以外の部分中「、リサイクルプラザ」を削る。

別表第4第1項の表収入の項中「財務部財務課」を「財務部財務管理課」に改め、同表物品の項中「リサイクルプラザ」を「資源循環施設課」に改め、同表第2項の表公有財産処分の項及び公有財産管理の項中「財産管理課長」を「財務管理課長」に改め、同表貸付（企業会計は除く。）の項中「継続一時」を「1 継続 2 一時」に改め、同表中

「1 継続 2 一時」に改め、同表中

行政財産目的 外使用許可（企業 会計は除く。）		全般		を
-------------------------------	--	----	--	---

行政財産目的 外使用許可（更 新、職員通勤用駐 車場使用及び企業 会計は除く。）		全般	1 更新 2 職員 通勤用 駐車場 使用	に、
使用承認・申請		新規（部 等内を 除く。）	1 新規 （部等 内に限 る。） 2 継続	

占有許可・使用許 可		新規	継続一時	を
---------------	--	----	------	---

占有許可・使用許 可（注12参照）		新規（重 要事項）	1 新規 （一般 事項） 2 継続 3 一時	に改
----------------------	--	--------------	------------------------------------	----

め、同表第3項の表流用等の項中「科目の新設」の次に「（細々目内の流用（特定財源を充当している細節からの流用を除く。）に伴う場合を除く。）」を、「除く。）」の次に「及びこれに伴う科目の新設」を加え、同表注に関する部分第3項本文及び第11項中「財務部財産管理課長」を「財務部財務管理課長」に改め、同部分に次の1項を加える。

12 第2項の表「占有許可・使用許可」の項の重要事項とは本市の事務事業に重大な影響を与える可能性のあるものを、一般事項とは本市の事務事業への影響が小さい簡易事項その他定例的な許可又はそれに類する行為のほか、重要事項に当たらないものをいう。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第4号

児童相談所専決規程を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

児童相談所専決規程

（総則）

第1条 事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）第26条の2第1項に規定する副所長（同規則第3条第1項に規定する課長である者に限る。以下単に「副所長」という。）は、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところにより、その所掌事務について専決することができる。

（専決事項）

第2条 副所長の専決事項は、横須賀市児童相談所長事務委任規則（平成18年横須賀市規則第16号）の規定により横須賀市児童相談所長が委任を受けた事務のうち、申請、報告、届出、通知、照会、依頼、回答等の事務であって、軽易かつ定例的なものに関することとする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第5号

電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の一部

を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条第4号中「署名検証符号」の次に「(次条第2項の規定による電子署名の場合にあっては、署名符号を含む。)」を加える。

第3条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別の用途に用いる場合であって、市長が別に定めるときは、地方公共団体組織認証基盤以外のものにより作成された署名符号を用いて電子署名を行うことができる。

3 前項の規定による電子署名については、第7条及び第9条(第4項を除く。)の規定は、適用しない。

第9条に次の1項を加える。

4 第3条第2項の規定による電子署名の場合において、第1項各号のいずれかに該当するときは、管理者は、速やかに署名符号及び電子証明書の失効に係る手続を行うものとする。別表中「署名符号等記録媒体の」を削り、

市長(市民税課)	税務部市民税課長
----------	----------

市長(契約課)	財務部契約課長
市長(市民税課)	税務部市民税課長
市長(市立病院課)	健康部市立病院課長

改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第6号

職員服務規程(昭和36年横須賀市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められる場合は、別に定める方法によることができる。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第7号

職員研修規程(平成21年横須賀市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第2項中「総務部人事課長(職員の研修を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長。以下「人事課長」という。)」を「人事課長」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(研修命令)

第3条 この規程に基づく研修は、所属長が、当該研修を受ける職員として選定された者に対し、専ら当該研修を受けることを命ずることにより行うものとする。ただし、総務部人事課長(職員の研修を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長。以下「人事課長」という。)が自己啓発を主たる目的とする研修であると認めるものについては、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年横須賀市条例第7号)第2条に規定する承認により行うものとする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第8号

契約事務取扱規程(平成19年横須賀市訓令甲第10号)の一部

を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条第1号中「消防局長」の次に「、議会局長」を加え、「議会、選挙管理委員会」を「選挙管理委員会」に改め、同条第2号エ中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第11条第1号中「工事等」の次に「単価契約による工事等及び」を加え、同条第2号中「100万円」を「500万円」に改める。

第16条を次のように改める。

(請求の確認)

第16条 工事等の前払金若しくは工事の中間前払金の請求書が提出されたときにあっては契約課長が、第11条の規定により検査を行った契約の代金の請求書が提出されたときにあっては技術管理課長が、その内容を審査し、正当と認めるときは、速やかにこれらの請求書を主管部長等又は主管課長等に送付するものとする。

第18条第2号中「工事委託」を「工事系委託」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第9号

横須賀市障害者基幹相談支援センター設置規程を次のように定める。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市障害者基幹相談支援センター設置規程

(設置)

第1条 地域における相談支援の中核的な役割を担うことにより、障害者及びその家族等への支援に寄与するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターとして、横須賀市障害者基幹相談支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者に係る総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組みに関すること。
- (3) 障害者の地域移行及び地域定着の促進の取組みに関すること。

(その他の事項)

第3条 センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

訓 令 乙

横須賀市訓令乙第1号

平成11年横須賀市訓令乙第1号(総務部総務課に勤務を命ぜられた者の横須賀市議会事務局の併任について)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「横須賀市議会事務局」を「議会局」に改める。

横須賀市訓令乙第2号

昭和48年横須賀市訓令乙第5号(経営企画部情報システム課及び行政センターに勤務を命ぜられた職員の選挙管理委員会の出向について)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「経営企画部情報システム課」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進室」に改める。

横須賀市訓令乙第3号

平成23年横須賀市訓令乙第2号（福祉部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「障害福祉課」の次に「、生活支援課」を加え、「、保育課及び幼保児童施設課」を「及び保育課」に改める。